

令和5年度保育所入所案内

受付期間	令和4年11月1日(火)～25日(金) *** 先着順ではありません ***
受付時間	9時～17時まで(原則として12時～13時は除く)
	✿在園児は各保育施設(同施設継続利用申込のみ)
問い合わせ先	中城村役場 こども課 保育・こども園係 TEL:098-895-2134(直通)
<p>※書類に不備がある場合は受付できません。また、受付期間外に提出した場合は2次審査に回るようになります。</p> <p>※1号認定で入所希望の方は各認定こども園へお問い合わせ下さい。</p> <p>※申込書等は、10月3日から中城村役場 こども課 窓口にて配布。また、役場ホームページ及び中城村の子育て支援サイト『すくすく！なかぐすく』にて掲載します。</p> <p style="text-align: center;">『すくすく！なかぐすく』へのアクセスはこちらから→</p>	



★ 認可保育園とは ★

保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありませんので、『保育を必要とする事由』をご確認の上、申込して下さい。

★ 保育を必要とする事由 ★

就労	1ヶ月に64時間以上労働する事を常態としていること
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと(産前3ヶ月・産後3ヶ月)
病気・障がい等	病気もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障がいを有していること
親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護または看護していること(長期入院・入所の親族を含む)
災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を行っていること(利用期間:求職開始から90日間) ※年度継続での求職活動事由での申込は基本的に認めません※
就学	学校や職業訓練校に通学していること
虐待等	虐待やDVのおそれがあること
育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な事
その他	上記に類する状態として村長が認める場合

★ 申込に必要な書類 ★(書類不備の場合は受付不可)

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書
 - ②同意書
 - ③児童調査票(新規申込者のみ)
 - ④特別支援保育を希望する際は、身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当のいずれかの写し
 - ⑤保護者・同居人の保育の必要な事由を証明する書類(3ページ【F】を確認して下さい)
 - ⑥世帯の状況により必要な書類(3ページ【G】を確認して下さい)
- ⑤⑥の書類は2名以上申込場合は、最年長クラスの児童に原本添付、その他の児童に原本のコピーを添付して下さい。

F. 保護者・同居者の保育を必要とする事由を証明する書類

※60歳以下の祖父母と同居している場合、就労状況等を証明する書類も提出して下さい。提出が無い場合は、マイナス査定を行いますのでご了承ください。(世帯分離の場合は不要です)

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	【就労証明書】こども課指定の様式 ✓契約期間があり継続更新した場合は、契約更新後の日付が記載されている就労証明書を再度提出して下さい。 ※本人記載は無効。書類提出後、電話・訪問による勤務確認があります※
自営業・農業・内職の方	【自営業・農業申立書/内職証明書】こども課指定の様式 ✓指定様式に必要事項を記入の上、次のⅠ～Ⅲのいずれかを必ず添付して下さい Ⅰ. 営業証明書 Ⅱ. 商工会議所や組合等による証明 Ⅲ. 営業収入が記載されている申告書の写し ※Ⅰ～Ⅲの証明書が添付出来ない方は、指定様式に民生委員からの証明が必要です※
育児休業中の方	【勤務証明書】こども課指定の様式 ※本人記載は無効。育児休業期間・職場復帰日の記載が無いものは無効です※
出産予定の方 (産前3ヶ月～産後3ヶ月)	【母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し】
病気の方	【医師の診断書】こども課指定の様式
同居親族の介護・看護	【医師の診断書】・【看(介)護申立書】こども課指定の様式 2点
就学している方	【在学証明書】・【時間割表の写し】2点
求職活動の方	【ハローワークカードの写し】・【求職申立書】こども課指定の様式 2点 ✓令和4年度、求職活動事由として保育利用している方は、令和5年3月31日までに勤務証明書を提出して下さい。期限内に提出がない場合は、入所承諾を取り消す事があります。 ※年度継続での求職活動事由は基本的に申込不可※
災害復旧の方	【罹災証明書】

※書類提出後、調査・審査を行います。また、タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もあります。

※就労証明に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

G. 世帯状況により必要な書類

世帯の状況	提出書類
ひとり親世帯	【戸籍謄本(ひとり親とわかるもの)】・【児童扶養手当受給者証】 【母子父子医療費受給者証】・【遺族年金受給者証】 ★上記4点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
障がい者(児)のいる世帯	【身体障害者手帳】・【精神障害者保健福祉手帳】・【療育手帳】 【特別児童扶養手当証書】・【障害基礎年金受給者証】 ★上記5点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
生活保護世帯	【被保護証明書】
中城村に転入された方 (令和4年1月2日以降)	【令和4年度所得課税証明書】(令和4年1月1日時点住所地での発行) ★申込書に保護者の個人番号の記載があれば省略可能
中城村に転入された方 (令和5年1月2日以降)	【令和5年度所得課税証明書】(令和5年1月1日時点住所地での発行) ★申込書に保護者の個人番号の記載があれば省略可能 ※令和5年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定
転入予定の方	【転入に関する誓約書】 ※令和5年3月31日までに中城村に転入している必要があります
軍人・軍属の方	【2021 W-2】(令和3年中の収入が確認できるもの) 【2022 W-2】(令和4年中の収入が確認できるもの) ※令和5年7月末までに提出。後期算定に使用します。対象者には別途通知を送付予定

※在園児の方で既に【令和4年度所得課税証明書】を提出している方については再提出の必要はありません

H. 中城村内認可保育施設一覧

保育所(園)名							通常保育時間		延長保育時間		
住所			電話番号				曜日	標準時間		標準時間	
クラス定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		短時間		短時間	
公立保育園			吉の浦保育所				平日	標	7:15～18:15	18:15～18:45	
中城村字当間847-1			098-988-0002					短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:45	
クラス定員数	6	12	12	15	15	15	土	標	7:15～18:15	なし	
新規受入予定数	6	0	0	0	0	0		短	8:15～16:15	7:15～8:15	
新学期用品:2,840円～3,640円(年齢により異なる) 運動会、発表会、クリスマス会 各500円・卒所修了絵本 1,000円・アルバム 500円・記念写真 500円 保護者会発足したら年会費 1,000円											
私立保育園			育心保育園				平日	標	7:30～18:30	朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00	
中城村字南上原1066-6			098-895-2600					短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	12	17	17	23	23	23	土	標	7:00～18:00	なし	
新規受入予定数	12	5	1	1	4	2		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
延長保育料 30分 150円 <<月極>> 朝 1,500円 夕 1,500円 クラス運営年費 1,500円・修了記念写真600円 個人教材費(体育着・園帽・クレヨン・粘土等)※個人に帰属する教材、費用は個人により料金が異なります											
私立保育園			咲心ラポール保育園				平日	標	7:15～18:15	18:15～19:15	
中城村字北上原454-3			098-917-0503					短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	12	18	24	25	15	15	土	標	7:15～18:15	なし	
新規受入予定数	12	6	0	0	0	0		短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15	
全学年共通教材(帽子、お便り帳、お便りシール) 1,640円・体育着 2,500円・絵本代 370円～500円 教材費 3,510円(2歳児)950円～2,080円(3歳～5歳児)・アルバム代 3,500円(0歳～4歳児) 5,000円(5歳児) ※材料費は毎年変動がありますのでご了承下さい。											
私立保育園			マシュー保育園				平日	標	7:15～18:15	18:15～19:15	
中城村字津覇316-1			098-942-3225					短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	9	12	12	12	12	13	土	標	7:15～18:15	なし	
新規受入予定数	9	5	2	0	0	0		短	8:15～16:15	朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15	
教材費 1,060円(3歳児)2,480円(4歳児)2,490円(5歳児)・体育着 1,850円・園帽子 1,200円 ハロウィンお菓子代 250円・クリスマスお菓子代 250円											
認定こども園			認定こども園ひよこの家				平日	標	7:30～18:30	朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00	
中城村字北上原361-1			098-895-5694					短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	12	18	18	15	15	15	土	標	7:00～18:00	なし	
新規受入予定数	9	6	1	0	0	0		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
個人教材費 0円～3,000円程度(ご家庭にて準備可)、絵本 月額500円(3歳児以上) 園帽子 770円、体操着上下 2,770円、保護者会費 年額3,000円(1世帯) ※教材費、帽子、体操着は変動する場合がございますのでご了承下さい。											
認定こども園			平安幼稚園				平日	標	7:30～18:30	なし	
中城村字登又346			098-895-6655					短	8:30～16:30	朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
クラス定員数	-	-	36	35	35	51	土	標	7:30～14:00	なし	
新規受入予定数	-	-	28	2	5	4		短	8:30～14:00	朝延長 7:30～8:30	
入園準備金 25,000円・制服 約5,300円(夏)約12,000円(冬)・体育着 2,660円 教材費 約10,000円～20,000円 ※学年により異なります。 特定負担金 月額3,000円・通園バス(希望者のみ) 片道2,000円 往復4,000円・行事費、その他徴収有											
認定こども園			中城ひらやすこども園				平日	標	7:00～18:00	朝延長 なし 夕延長 18:00～19:00	
中城村字当間								短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	12	24	36	60	60	60	土	標	7:00～18:00	なし	
新規受入予定数	12	24	36	60	60	60		短	8:30～16:30	朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
入園準備金 25,000円・制服 約6,200円(夏)約6,600円(冬)・体育着 2,660円 教材費 約10,000円～20,000円 ※学年により異なります。 特定負担金 月額3,000円・通園バス(希望者のみ) 片道2,000円 往復4,000円・行事費、その他徴収有。 金額等は、全て予定です。お問い合わせは、平安幼稚園(895-6655)までお願いします。											

保育所(園)名							通常保育時間		延長保育時間			
住 所			電 話 番 号				曜日	標準時間		標準時間		
クラス定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		短時間		短時間		
認定こども園			はるゆめこども園				平日	標	7:15～18:15		18:15～19:15	
中城村字登又344-1			098-895-6644					短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	18	24	24	22	21	21	土	標	7:15～18:15		なし	
新規受入予定数	15	8	8	9	1	3		短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15	
施設維持管理費 1,000円(0歳～5歳児)・特定教育負担金 1,000円(2歳～5歳児) シアタープロジェクト代 500円(4歳～5歳児)・体育着ズボン 1,230円・園Tシャツ 1,250円 卒園アルバム・宿泊保育費用・遠足費・記念写真代・教材費・衣装クリーニング代 徴収有												
認定こども園			中城みなみ保育園・幼稚園				平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原786			098-870-3731					短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	24	36	36	47	47	47	土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	15	21	0	9	0	0		短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
クラス帽 1,060円 保護者会員 3,600円/年 その他物品等 (0～2歳児)年額平均10,000円程度。(3～5歳児)年額平均20,000円程度。 ※年齢によって徴収費用は異なります。												
認定こども園			クリスチャン教育センター幼稚園				平日	標	7:30～18:30		18:30～19:30	
中城村字南上原387-3			098-895-4936					短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～19:30	
クラス定員数	-	-	18	18	15	24	土	標	7:30～18:30		なし	
新規受入予定数	-	-	18	4	0	0		短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
入園金 30,000円 教材費 年額3,500円～20,000円程度 ※教材費は学年・個人により異なります。												
認定こども園			夢の園こども園				平日	標	7:30～18:30		18:30～19:30	
中城村字南上原388			098-895-2778					短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～19:30	
クラス定員数	6	12	18	22	22	22	土	標	7:30～18:30		なし	
新規受入予定数	6	6	0	1	1	3		短	8:30～16:30		朝延長 7:30～8:30 夕延長 16:30～18:30	
入園金 30,000円 教材費 年額3,500円～20,000円程度 ※教材費は学年・個人により異なります。												
小規模保育園			きらら保育園				平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原783			098-895-1634					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00	
クラス定員数	6	6	7	3歳児からは連携施設へ (中城みなみ保育園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	6	1	1					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～18:00	
全園児 年間徴収費 1,000円・カラー帽子 985円・月刊絵本 390円～540円・記念写真 500円												
小規模保育園			美童保育園				平日	標	7:30～18:30		朝延長 7:00～7:30 夕延長 18:30～19:00	
中城村字南上原1023-3			098-988-4468					短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～19:00	
クラス定員数	6	6	6	3歳児からは連携施設へ (育心保育園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	6	2	0					短	8:30～16:30		朝延長 7:00～8:30 夕延長 16:30～18:00	
延長保育料 30分 150円 <<月極>>朝 1,500円 夕 1,500円 クラス運営費 1,500円/年・修了記念写真600円 個人教材費(体育着・園帽・クレヨン・粘土等)※個人に帰属する教材、費用は個人により料金が異なります												
小規模保育園			きらばる保育園				平日	標	7:00～18:00		18:00～19:00	
中城村字南上原176-5			098-943-2345					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～19:00	
クラス定員数	6	6	6	3歳児からは連携施設へ (中城みなみ保育園)			土	標	7:00～18:00		なし	
新規受入予定数	6	0	0					短	8:00～16:00		朝延長 7:00～8:00 夕延長 16:00～18:00	
帽子 800円・クレヨン 450円(2歳児) 行事費、教材費がかかる場合には事前に案内し、実費徴収させていただきます。												
事業所内保育園			ひらやす保育園				平日	標	7:15～18:15		18:15～19:15	
中城村字登又346-1			098-895-7711					短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～19:15	
クラス定員数	9	9	2歳児からは連携施設へ (平安幼稚園)			土	標	7:15～18:15		なし		
新規受入予定数	5	1	(はるゆめこども園『空きがある場合』)				短	8:15～16:15		朝延長 7:15～8:15 夕延長 16:15～18:15		
全園児教材費 年間約750円～3,000円 衣装クリーニング代、写真代等 徴収有												

※令和4年10月時点の予定人数であり、確定された人数ではありません。保育士の確保状況等や施設の状況により、令和5年度入所内定までの間に変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

【参考】令和5年度 中城村保育料(ふたり親世帯の場合)

●令和5年度中城村保育料はまだ決定していません。
下記保育料表より変更する可能性もあります。変更があれば通知します。

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		第3子以降は無料となります。			
	定 義		3歳児未満			
			標準時間保育		短時間保育	
1	生活保護法による被保護世帯		0		0	
2-2	市町村民税 非課税世帯	ふたり親世帯	0		0	
3-2	市 町 村 民 税 合 計 → 所得 割 額	48,600円未満 ※均等割のみも含む	ふたり親世帯	第1子 15,000円 第2子 7,500円	第1子 14,700円 第2子 7,350円	
4-1-2		48,600円以上 57,700円未満	ふたり親世帯	第1子 23,000円	第1子 22,600円	
4-2-2		57,700円以上 77,101円未満		第2子 11,500円	第2子 11,300円	
4-3		77,101円以上 97,000円未満		第1子 23,000円 第2子 11,500円	第1子 22,600円 第2子 11,300円	
5		97,000円以上 169,000円未満		第1子 35,000円 第2子 17,500円	第1子 34,400円 第2子 17,200円	
6		169,000円以上 301,000円未満		第1子 41,000円 第2子 20,500円	第1子 40,300円 第2子 20,150円	
7		301,000円以上 397,000円未満		第1子 44,000円 第2子 22,000円	第1子 43,200円 第2子 21,600円	
8		397,000円以上		第1子 51,000円 第2子 25,500円	第1子 50,100円 第2子 25,050円	

【参考】令和5年度 中城村保育料(ひとり親世帯等の場合)

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		第3子以降は無料となります。			
	定 義		3歳児未満			
			標準時間保育		短時間保育	
1	生活保護法による被保護世帯		0		0	
2-1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0		0	
3-1	市 町 村 民 税 合 計 → 所得 割 額	48,600円未満 ※均等割のみも含む	ひとり親世帯等	第1子 7,000円 第2子 0	第1子 6,850円 第2子 0	
4-1-1		48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子 9,000円	第1子 9,000円	
4-2-1				第2子 0	第2子 0	
4-3		77,101円以上 97,000円未満		第1子 23,000円 第2子 11,500円	第1子 22,600円 第2子 11,300円	
5		97,000円以上 169,000円未満		第1子 35,000円 第2子 17,500円	第1子 34,400円 第2子 17,200円	
6		169,000円以上 301,000円未満		第1子 41,000円 第2子 20,500円	第1子 40,300円 第2子 20,150円	
7		301,000円以上 397,000円未満		第1子 44,000円 第2子 22,000円	第1子 43,200円 第2子 21,600円	
8		397,000円以上		第1子 51,000円 第2子 25,500円	第1子 50,100円 第2子 25,050円	

- i. 非課税世帯の3歳児未満・3歳児以上については無償化対象のため、保育料は発生しません。
- ii. ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、在宅障がい者のいる世帯を示します。
- iii. 3歳児以上は給食費(主食費・副食費)が発生します。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。(主食費は免除無し。)

iv. 多子軽減の年齢制限撤廃及び副食費免除の対象世帯ライン(年収360万円未満相当世帯)

————— ふたり親世帯 : 所得割額 57,700円未満(第1階層から第4-1-2階層)

----- ひとり親世帯等 : 所得割額 77,101円未満(第1階層から第4-1-2階層)

上記ラインより所得の低い階層は、年齢及び対象施設の利用有無に関わらず、きょうだい児をカウントします。
※きょうだい児は、保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護される者となります。

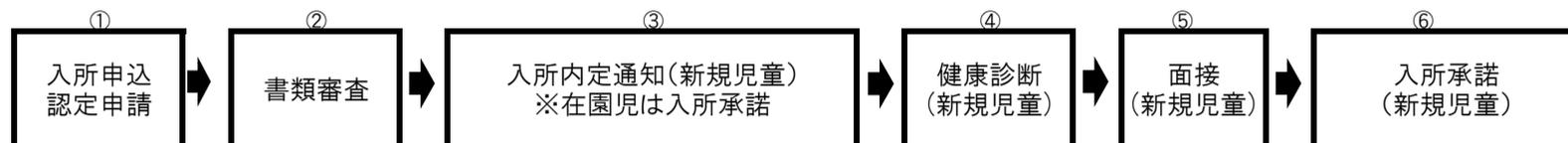
上記ラインより所得の高い階層は、就学前児童が対象施設を利用しているきょうだい児をカウントします。

※対象施設とは、認可保育園、認定こども園、小規模・事業所内保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部です。

私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部に入所している場合は在園証明書の提出が必要となります。

i. 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討した上で選考します。希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い児童から入所承諾を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、保育施設に空きが出た場合は、各年齢毎に優先度の高い方から順にご案内致します。



①在園児は同施設継続利用の場合は、各保育施設で受付可能です。(在園中のきょうだい児がいる方は在園児と同封可)

新規申込及び待機中の児童は役場での受付となります。期間外の申込は、待機児童となる可能性が高くなります。

②申請内容に不明な点がある場合は、勤務先等へ電話確認や文書による照会を行います。

③審査の結果、入所内定通知(在園児は入所承諾通知)・不承諾通知を送付します。(令和4年2月中旬予定)

④入所内定通知を受けた、新規入所児童の方は、健康診断を受けます。(こども課より様式送付)

⑤園が指定する日時に個人面談を受けます。※申請児童同伴、健康診断書等持参

⑥個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、入所承諾通知を送付します。

✓契約期間があり契約更新した場合は、契約更新後の日付が記載されている勤務証明書を再度提出して下さい。

✓令和4年度、求職活動事由として保育利用している方は、令和5年3月31日までに勤務証明書を提出して下さい。

期限内に提出がない場合は、入所承諾を取消します。

J. 保育料について

① 保育料の算定について

保育料は、父母の村民税所得割課税額(住宅ローン控除・寄付金控除の控除前の額)を合算した額で決定します。基本的には児童の両親の課税状況で判断しますが、両親の収入が生活保護基準以下の場合には同居人(祖父母等)の課税状況も含めて保育料の算定を行います。※世帯分離している場合は同居とみなしません。

② 保育料の多子軽減制度について

きょうだい児が、**対象施設**を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。

※就学前児童からカウントして、第2子が半額、第3子以降が無料となります。

しかし、市町村民税所得割合算額が、57,700円未満世帯は多子軽減制度の施設要件及び年齢制限が撤廃されます

【例】所得割課税額が57,700円未満世帯で、▲(第1子 小学3年生)、●(第2子 小学1年生)、■(第3子 0歳児)

上記の場合、■の保育料は無料となります。(就学前児童は1カウントですが、施設要件及び年齢制限が撤廃され3カウントとなる)

未就学児及び認可外保育施設を利用している児童は、制度上カウントされませんのでご了承ください。

③ 寡婦(夫)控除のみなし適用について

婚姻暦のない母子(父子)に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用し利用者負担額を算定します。

「寡婦(夫)控除のみなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合がありますので予めご了承ください。また、利用者負担額の算定のみ適用となりますので、税法上の控除は受けられません。申込用紙の世帯状況の記載もお忘れなくお願い致します。

・上乗せ徴収:教育保育の質向上を図る上で必要と認められる対価について保護者負担を求めるもの。

【例】英会話教室、体育教室等(プール、ヨガ)

※実費徴収及び上乗せ徴収の金額や項目については、各保育施設へお問い合わせ下さい。

K. 保育所入所に関する注意事項について

① 申請内容に不明な点や虚偽があった場合

令和4年度申込時に勤務証明が出ているにもかかわらず、村民税申告等で相応の収入がない場合や勤務証明に不明な点があった場合、勤務地への電話による確認や文書による照会を行い、虚偽があった場合は入所できません。
また、既に入所している場合は退所の措置を行います。

② 年度の途中で、修正申告等により課税額が変更になった場合

4月に溯り保育料の変更を行います。変更により差額が出た場合は、追加納付、充当、還付を行います。
修正申告をされた場合、速やかにこども課保育・こども園係までご連絡をお願いいたします。

③ 保育施設在園中で転園を希望する場合(下記の点に注意して申込下さい)

転園希望の方は新規児童として取扱います。必ず転園先に入所できる保障はありません。(在園加点無し)
転園希望先で入所不可の場合でも、現在、在園している保育施設に戻れる保障はありません。

④ 保育施設を退園する場合

退園日の2週間前までには、退園届を各保育施設に提出して下さい。退園届が受理されると『空き』となりますので、待機の方へ案内します。他の児童が入園決定している場合は、保育施設に戻れませんので、新規として申込して下さい。
受理後の日付変更・取消は出来ませんので御注意下さい。

⑤ 保育を必要とする事由が変わった場合

保育事由に変更があった場合は、状況に応じて速やかに必要書類を提出して下さい。

⑥ 出産予定のある方

出産後、正式な育児休業期間が記載された「勤務証明書」の提出が必要となります。なお、保育時間については、産前3ヶ月間、産後2ヶ月間は「標準時間保育」、産後3ヶ月目からは「短時間保育」となります。
妊娠・出産を事由に申込した方、出産を理由に退職した方は、産後4ヶ月目からは保育を必要とする事由が無くなりますので、状況に応じて必要書類の提出が必要です。

⑦ 職場復帰(育児休業からの職場復帰)に伴うお子様の申込を予定されている場合【年度途中の申込み】

申込の受付は職場復帰の2ヶ月前(保育所入所は1ヶ月前)より可能となっております。
【例】6月1日復帰の場合 → 申込受付は4月1日から可能 → 入所は5月1日から可能

L. 子育て支援事業

③ 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭において、保護者の急な用事などにより緊急で保育が必要な場合にお子様を一時的にお預かりします。
利用の際は、以下の実施施設へ直接お問い合わせください。

きらばる保育園・中城わらび保育園

④ 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターとは、子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。以下で事業を実施しています。

ごさまる(なかよし児童館内)・はるむの家(はるゆめこども園内)・ちゅらていーだ(中城みなみ保育園内)

⑤ 病児保育事業

病中のお子様を、仕事や急な都合等で集団保育や家庭保育ができない際、お子様を一時的にお預りします。
利用の際は、事前登録が必要です。以下にて事業を実施しています。

生活保護世帯、非課税世帯は利用料の一部免除があります。また、施設によって利用の流れや利用時間、休診日が異なります。
詳しくはこども課までお問い合わせ下さい。

うえむら病院・太田小児科病児保育・もりのなかま保育園【施設にて事前登録】

⑥ ファミリーサポートセンター(中城村・西原町・与那原町の3町村合同で実施)

子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とするお願い会員と子育ての手助けをするサポート会員が、地域で相互援助活動を行う仕組みです。

おねがい会員及びサポート会員になるためには、事前登録や講座の受講が必要です。

M. 中城村内認可外・企業主導型保育園一覧 ♪利用申込は各施設へ問合せ下さい♪

保育所(園)名				
住 所	電 話 番 号	曜 日	通常保育時間	延長保育時間
定 員	対 象 年 齢			
認可外保育園		ミナミ保育園		
中城村字南上原521	098-895-5236	平日	7:30~18:00	○
56名	2歳~5歳	土	休み	-
認可外保育園		ワールドミッションクリスチャンスクール付属愛児園		
中城村字南上原572-2	098-895-6670	平日	7:30~18:00	○
76名	1歳~5歳	土	休み	-
認可外保育園		とよむ保育園		
中城村字南上原555	098-895-6562	平日	7:30~18:00	-
30名	0歳~5歳	土	休み	-
認可外保育園		りんご保育園		
中城村字南上原1000-1	098-895-6368	平日	7:30 ~18:30	○
51名	0歳~5歳	土	休み	-
認可外保育園		ニューライフアカデミー		
中城村字登又134-1	098-870-3893	平日	8:00 ~15:30	○
63名	2歳~5歳	土	休み	-
企業主導型保育園		もりのなかま保育園 中城屋宜園 (地域枠あり・病児保育併設)		
中城村字屋宜598-2	098-895-2112	平日	7:30~18:30	○
19名	0歳~2歳	土	7:30~18:30	○
企業主導型保育園		中城わらび保育園 (地域枠あり)		
中城村字南上原1066-10	098-895-5155	平日	7:30~18:30	○
24名	0歳~2歳	土	7:30~18:30	○
企業主導型保育園		第2中城みなみ保育園 (地域枠あり)		
中城村字南上原292-1	098-870-3939	平日	7:30~18:30	○
19名	0歳~2歳	土	7:00~18:00	-
企業主導型保育園		はーとらいふ保育園 (地域枠あり)		
中城村字伊集159	098-987-6543	平日	7:15~18:15	○
30名	0歳~2歳	土	7:15~18:15	-
企業主導型保育園		きらび保育園(地域枠あり)		
中城村字南上原176-5(3F)	098-943-2345	平日	7:00~18:00	○
14名	0歳~2歳	土	7:00~18:00	○



認定について

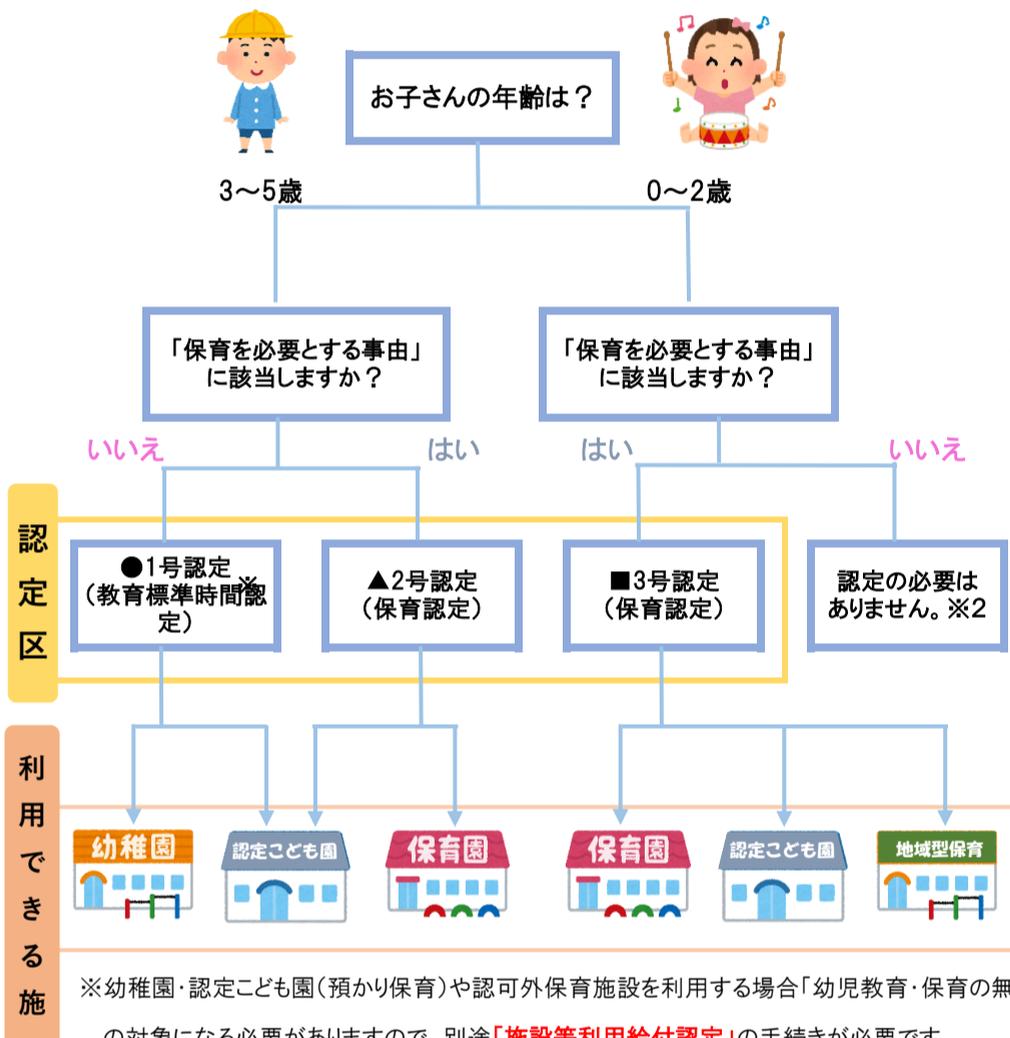
利用を希望する場合は、お住いの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

①支給認定とは

- ・認可保育所、村立幼稚園、認定こども園を利用するためには、村から「認定」を受ける必要があります。
- ・2号・3号認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。P3 参照
 - 申込書・必要書類(勤務証明書等)により「保育を必要とする事由」が確認できれば、「支給認定証」が交付され、保育が必要な状態として認定されます。
- ・子どもの年齢や保護者の状況に応じて利用できる施設が異なります。
- ・申込書を提出することで、「認定の申請」と「入所申込み」が、同時に行われます。

※認可外の企業主導型保育所を利用する方は、認可保育所の利用希望がなくても支給認定証は必要な為、申請が必要です

②あなたの認定区分、利用できる施設は？



※幼稚園・認定こども園(預かり保育)や認可外保育施設を利用する場合「幼児教育・保育の無償化」の対象になる必要がありますので、別途「施設等利用給付認定」の手続きが必要です。

→「幼児教育・保育の無償化」、「施設等利用給付認定」の手続きについて

※2 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。 P5 参照

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用時間(3歳～5歳)

- 1号認定・・・14時まで(教育時間)
- ▲2号認定・・・夕方まで(▲14時までが教育時間、14時以降保育時間)

利用できる条件

- 1号認定・・・制限なし
- ▲2号認定、3号認定・・・「保育を必要とする理由」に該当すること

※開所時間は園によって異なります。
※延長保育も実施(時間は各園によって異なります。)

保育園

《保育園》
就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

地域型保育

《地域型保育》

- 小規模保育所
6人以上19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設
- 事業所内保育所
会社の保育施設などで、従業員の子ども(従業員枠)と地域の保育を必要とする子ども(地域枠)を保育する事業

利用時間

- ・夕方まで(開所時間は園によって異なります。)
- ※延長保育も実施(時間は園によって異なります。)

利用できる条件

- ・「保育を必要とする事由」に該当すること

・共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合 → 共働きでも**幼稚園**での教育を希望される場合**1号認定**を受けることになります。

③認定区分について

認定区分	利用できる施設	利用対象
●1号認定	認定こども園(教育部分)/幼稚園	満3歳以上の子ども(教育を希望する場合)
▲2号認定	認定こども園(保育部分)/幼稚園	満3歳以上の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)
■3号認定	認定こども園(保育部分)/保育所 / 小規模保育所, 事業所内保育所	0～2歳児の子ども(「保育を必要とする事由」に該当する場合)

よくある質問Q&A

Q1.令和4年度の入所申込をしましたが、待機児童となっています。
令和5年4月からの利用を希望する場合、改めて入所の申込は必要ですか？

A1.申込が必要です。(令和4年度の入所申込は令和5年3月31日までが有効期限です。)

Q2.現在、中城村外に住んでおり、これから中城村へ転入予定です。申込はできますか？

A2.利用開始日までに転入することを条件に、受付いたします。
※申込時に、転入に関する誓約書への記入をお願いします。

Q3.令和4年12月に出産しました。4月入所の申込みはできますか？

A3.申込が可能です。
子どもの首がすわっている状態(目安として産後3か月以上)であれば利用が可能です。

Q4.申込み順が早いほうが有利ですか？長く待機であるほど優先されますか？

A4.申込み順や待機の期間によって有利になることはありません。

Q5.申込書提出後、勤務先が変わりました。手続きは必要ですか？

A5.必要です。
勤務先のほか、提出書類の内容に変更があった場合は速やかに
こども課まで連絡ください。

Q6.入所決定後、転園はできますか？

A6.年度途中の転園は可能です。
年度切替時に転園を希望することはできますが、新規申込みと同等の選考となります。
転園希望をした場合、在園している保育園に戻れる保証はありませんので、選考の結果
転園を希望する園に入所できなかった場合そのまま退所となることもあります。

Q7.就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。

A7.就労証明書や診断書等は、証明者が事実に基づき記入するものであるため、保護者自身が
追記することは絶対に行わないでください。

無断作成や改変を行った場合、証明の無効及び刑法上の罪に問われる場合があります。

